

「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の登録について

株式会社みずほフィナンシャルグループ（執行役社長：坂井 辰史）は、本日、「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）（※）」に登録されましたのでお知らせします。

「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」とは、消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を、事業者が自らの制度と照らし合わせ、同ガイドラインに適合している場合、消費者庁の指定登録機関である商事法務研究会による審査・確認を経て、認証が登録される制度です。

〈みずほ〉は、平日夜間・土日や、外国語にも対応可能なグループ共通社外窓口を設置する等、その実効性向上に取り組むとともに、ポスターの掲示や各種連絡窓口を記載した携帯カードの全社員への配布等により、グループ各社社員への周知を図っています。なお、2018年度には、当社および主要グループ会社における社内外の通報窓口に159件の通報が寄せられ、その対応状況等については、当社監査委員に報告しています。

〈みずほ〉は、社会の構成員としてコンプライアンスを遵守した経営を推進することを目的にコンプライアンス・ホットライン制度を適切に運用してきました。今後も、通報者の秘密の保持や通報者に対する不利益の禁止の徹底等を通じて、コンプライアンス・ホットライン制度を適切に運用し、リスクの早期発見・解決に努めていきます。

（※）「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」

<https://wcsmark.secure.force.com/>

